

国立歴史民俗博物館公印細則

〔平成27年4月1日〕
〔歴博規 第83号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、人間文化研究機構公印規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、国立歴史民俗博物館において使用する公印に関して必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び寸法)

第2条 公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印管守責任者及び公印管守担当者)

第3条 規程第9条第1項及び第10条第2項に規定する公印管守責任者及び公印管守担当者は別表のとおりとする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

別表

公 印 の 種 類	寸 法 (ミリメ ートル平 方)	公印管守 責任者	公印管守 担当者
国立歴史民俗博物館印	30	総務課長	総務係長
国立歴史民俗博物館長印	30		
国立歴史民俗博物館長印 (身分証明書用)	15		
国立歴史民俗博物館運営会議議長印	23		
国立歴史民俗博物館管理部長印	23		
国立歴史民俗博物館管理部課長印	20		
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長印 (認印)	25		